リ官衆（在日本合兼海大使邦アメリカ合衆国武館付国防海官）国軍大アメ武官ドジェームズ・ホーワイト　リチャード・ロバート
和武共（在日本邦ドイツ連邦共国官）国大イ使館付ツ連邦共防邦軍ヴォルフガング・フリッシュ
旭日中綬章を贈与する（各通）
（在日本邦アメリカ合衆国大使館付海兵隊中合衆国武官）佐リカ海兵隊ンシェルドン・ダーウェル
旭日小綬章を贈与する（以上七月二十日）

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、中華人民共和国で発生した水害につき、七月二十三日同国主席閣下へ御見舞電報を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、七月二十六日モルディブ国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第12号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和45年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年７月27日

人事院総裁　江利川　毅

１　前書き中「人事院規則18－０（職員の国際機関等への派遣）」の次に「及び人事院規則18－０－５（人事院規則18－０（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則）」を加える。

第２項を次のように改める。

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則18－０（職員の国際機関等への派遣）に規定する次に掲げる事項

⑴　第４条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院と協議することとされている事項について、その協議に応ずること。

⑵　第７条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

⑶　第７条第２項の規定に基づき、給与を支給することが著しく不適当であると認めること。

⑷　第８条第３項の規定に基づき、別に平均給与額を定めることを承認すること。

二　人事院規則18－０－５（人事院規則18－０（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則）に規定する次に掲げる事項

⑴　附則第２条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

⑵　附則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

２　この決定による改正は、平成22年10月１日から効力を発生する。

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人平本喜祿は願により公証人を免ぜられた。

荒木俊夫は公証人に任命され、東京法務局所属公証人平本喜祿の後任を命ぜられた。（以上七月十八日）（法務省）

資　料

日本と世界の天候（平成22年６月）（速報）

気　象　庁

日本の天候

